

## 空家の取り壊しに補助

空家等除却  
支援事業補助金

市は、市内にある空家の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助します（要着工前申請）。

- ▶対象者／空家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
- ▶対象空家／市内にある個人所有で状態の悪い空家（現地調査あり）※対象要件は市HPに掲載
- ▶対象工事／市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告が必要
- ▶補助額／対象工事費用の3分の1（上限30万円）※空家の状態・規模によって拡充あり
- ▶問合せ／住宅課（☎47-8184）へ



### 公的職業訓練制度の利用

岐阜労働局は、スキルや技術を身に付けて、希望の仕事へ就職したい人を支援する職業訓練を行っています。条件を満たす人には、生活支援の給付金が支給されます。

\*問合せ／ハローワーク大垣または同局訓練室（☎058-245-1266）へ



### 事業者のみなさんへ 労働保険の手続き

令和3年度労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、7月12日（月）までです。まだ手続きがお済みでない人は、管轄の労働局、労働基準監督署、金融機関で申告・納付をお願いします。郵送や電子申請でも受け付けています。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンター（☎0800-555-6780、7月16日まで）へご相談ください。

詳しくは、岐阜労働局（☎058-245-8115）へ。

ぎふネットショップ  
総合支援センター  
ご利用ください！



県がネットショップ事業者を支援するために設置した「ぎふネットショップ総合支援センター」は、ネットショップの出品・運営に関する相談にお応えします。また、スタッフによる相談対応だけでなく、専門家（プロカメラマンやWebデザイナーなど）による撮影指導、デザイン指導なども受けることができます（専門家による指導は年間3回まで無償）。詳しくは、同センターHPをご覧ください。

■相談内容／ネットショップ開設のアドバイス、ネットショップ運営に関する相談、商品の写真や動画などの撮影・編集方法など

■申込方法／平日の午前9時～午後5時に電話またはEメールで、ぎふネットショップ総合支援センター（☎080-1592-1995、e-mail: ec-support@mb.ginet.or.jp）へ ※完全予約制

### 7月は河川愛護月間

推進標語「せせらぎに ぼくも 魚も すきとおる」

美しい川は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれる貴重な空間であり、地域共有の財産です。清らかな水の流れをいつまでも守るために、日ごろから清掃など河川美化を心がけ、川を大切にしましょう。

詳しくは、国土交通省木曽川

上流河川事務所（☎058-251-1326）へ。

### 7月11～20日は 夏の交通安全県民運動

「ゆずりあう心で 夏の交通事故防止」をスローガンに、夏の交通安全県民運動が、県内一斉に繰り広げられます。

自動車の運転者は、子どもや高齢者を見かけたら速度を落とすなど、事故防止に努めましょう。

### 第71回社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

今年は「#生きづらさを、生きていく」をテーマとして、犯罪や非行の防止と犯罪や非行を行った人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない安全で安心な明るい社会



を築くための全国的な運動です。詳しくは、大垣保護区保護司会事務局（☎78-3230）へ。

### サマージャンボ宝くじ 7月13日から発売

7月13日（火）から8月13日（金）まで、サマージャンボ宝くじが発売されます。賞金額は1等と前後賞合わせて7億円です。

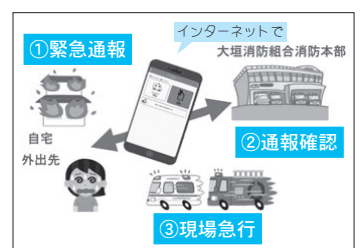
この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりを活用されます。

## Net 119緊急通報システム

をご利用ください

令和2年11月から、Net119の運用を開始しています。Net119は、携帯電話やスマートフォンなどからインターネット回線を利用して、音声によらない119番通報ができるサービスです。

- 対象／大垣消防組合が管轄する地域に在住または通勤・通学する人で、聴覚や言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な人
- 登録方法／消防署で配布の申請書（同組合HPからダウンロード可）に必要な事項を記入し、同組合消防指令課（〒503-0933 外野3-20-2、☎87-0119）へ ※詳しくは同組合HPを参照



## 住宅用火災警報器

点検していますか？

住宅用火災警報器は、平成23年6月から全ての住宅において設置が義務化されています。全国の設置率は約82%となっており、設置率向上に伴い住宅火災の件数の減少、死者数の減少と住宅火災の抑制に効果を発揮してきています。

一方、設置から10年以上が経過している住宅用火災警報器については、電池切れや本体内部の電子部品劣化により火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。最低限1年に1回は住宅用火災警報器が鳴るかどうかを点検して、もしもの時に作動するようにしておきましょう。10年を目安に交換することをお勧めします。

また、住宅用火災警報器を設置されていないご家庭は、かけがえのない「命」「財産」を守るため、早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87-1512）へ。

